

# 令和6年度 新規事業

## 【ひたちエコみらい住宅助成のご案内】

新築の省エネ住宅を取得した子育て世帯・若者夫婦に  
対して、取得費用の助成を行います。

※予算に限りがありますので  
お早めに申請ください。

国や市の助成制度と  
併用可能！！

# 助成額10万円

【併用できる国の助成制度の例】  
「子育てエコホーム支援事業」  
「ZEH支援事業」 など

【併用できる市の助成制度の例】  
「ひたちマイホーム取得助成事業」  
「山側住宅団地住み替え促進事業」  
「日立市脱炭素化促進事業」 など

※申請期限等は、各助成金によって違います。  
詳しくは、助成金の各担当窓口にお問い合わせください。

### 対象となる方

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

#### 申請者の条件（①～⑤のすべてを満たす者）

- ① 子育て世帯又は若者夫婦であること  
・子育て世帯……住宅取得の契約日又は申請日において、18歳未満の子等を有している世帯  
・若者夫婦……住宅取得の契約日又は申請日において、どちらかが39歳以下である夫婦
- ② 過去にこの助成を受けていないこと（共有名義であっても、同一住宅における申請は一回）
- ③ 暴力団員ではないこと
- ④ 申請者及び世帯員のうち、市税等の滞納がないこと
- ⑤ 「対象住宅の条件」に当てはまる住宅を、契約に基づき取得していること  
・注文住宅……工事請負契約書  
・分譲住宅……売買契約書

#### 対象住宅の条件（①～⑤のすべてを満たす住宅）

- ① 令和5年(2023年)10月1日以降に住宅の取得契約を締結していること  
工事請負契約書（注文住宅の場合）、売買契約書（分譲住宅の場合）の締結日の記載が  
令和5年10月1日以降であること（※いずれも原契約の締結日）
- ② 長期優良住宅又はZEH水準住宅であること（証明書等により確認できること）  
・長期優良住宅……長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、  
日立市から認定を受けたもの  
・ZEH水準住宅……強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー  
消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの
- ③ 申請者及びその世帯全員が住民登録をすること  
18歳未満の子等又は若者夫婦が申請の時点で住民登録をしていない場合は対象外
- ④ 延床面積が50～240平方メートルであること
- ⑤ 新築の注文住宅又は分譲住宅であること（マンションを除く）  
分譲住宅の場合は、完成から1年以内であること

詳しくは  
HPをご覧ください

【問合せ先】日立市 都市建設部 住政策推進課（本庁5階 山側）  
〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 0294-22-3111 内線583  
Eメール [juseisaku@city.hitachi.lg.jp](mailto:juseisaku@city.hitachi.lg.jp) FAX 0294-21-7750



# ひたちエコみらい住宅助成 手続の流れ

## 1 住宅の引渡し・登記(所有権の保存)・世帯全員の住民登録が済んでから申請してください。



## 2 申請 (令和6年度申請期限: 令和7年3月31日(月))

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

紙の申請書様式は、住政策推進課窓口でお渡ししています。または市ホームページからもダウンロードできます。



申請に必要な書類 (②~⑤はいずれも写し)	確認事項
① ひたちエコみらい住宅助成申請書 (様式第1号)	
② 工事請負契約書 (注文住宅の場合) 不動産売買契約書 (分譲住宅の場合)	・原契約書であること (確認事項が変更された場合は変更契約書も添付) ・注文者及び請負者の署名捺印、契約日(令和5年10月1日以降)が確認できること ・住宅の所在が確認できること
③ 建築基準法に基づく検査済証 (※⑤でAを提出する場合は不要)	・分譲住宅の場合は、②不動産売買契約書の契約日と検査済証の発出日が1年以内であること
④ 住宅の不動産登記(所有権の保存)を確認できるもの (建物の全部事項証明書など)	・申請者と所有権の保存の名義人が同一であること ・住宅の所在、床面積(延べ50~240㎡)、受付年月日が確認できること
⑤ 住宅の性能等を証明する書類	AがなければB~Gのいずれか
A 「子育てエコホーム支援事業補助金交付決定通知書(事業者宛)」又は「子育てエコホーム支援事業交付決定のお知らせ(取得者宛の圧着はがき)」	・共同事業者(住宅取得者)、住宅の所在地、申請タイプが確認できること
B 長期優良住宅建築等計画認定通知書	・2022(令和4)年10月1日以降に市に認定申請をしたもの
C 設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書	・断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの
D BELS評価書	・ZEHマーク又はZEH-Eマークのもの ・令和6年4月1日以降の評価書は、総合判定の誘導基準が「達成」のもの
E 低炭素建築物新築等計画認定通知書	・2022(令和4)年10月1日以降に市に認定申請をしたもの
F 性能向上計画認定通知書	・2022(令和4)年10月1日以降に市に認定申請をしたもの
G 「フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)」又は「フラット35S設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)」	・書式の日付(書式右下)が2022年10月以降であること
⑥ 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し	金融機関名・支店名・種別(普通/当座)・口座番号・口座名義(フリガナ)がわかるもの (※申請者本人の口座であること)



※書類を複写又は撮影する際は、文字をはっきりと、かつ紙面の全体が欠けないようにしてください。  
※③⑤-B~Gの証明書類は、国の「子育てエコホーム支援事業」の条件に準じます。

## 3 助成決定通知書の受領及び助成金の受領

市は、申請内容を審査し、問題がなければ助成決定通知書を送付します。

同時に、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。(申請から1か月程度かかります。)

## 電子申請をご活用ください!

電子申請とは・・・市役所の窓口に来なくても、お持ちのスマートフォンやパソコンで申請できるようになりました。(紙の申請書は不要です)  
申請に必要な②~⑥の書類を全てそろえ(PDF又は画像ファイルに変換してください)、右のQRコードから申請してください。

※電子申請が不可能な場合は、紙の書類を一式揃えて提出してください。



(申請フォーム)